

天理大学GPAに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学部におけるGrade Point Average (以下「GPA」という。) 制度の運用に必要な事項を定め、組織的な学修の成績評価を行うことにより、学生の学習意欲を高めるとともに、適切な修学指導に資することを目的とする。

(GP)

第2条 Grade Point (以下「GP」という。) は、天理大学履修規則 (以下「履修規則」という。) 第15条に定める成績評価に基づき、次のとおりとする。

素点等	評語	GP
100～90点	A+	4
89～80点	A	3
79～70点	B	2
69～60点	C	1
59点以下	F	0
欠席、不足	K, H	0

(GPA)

第3条 GPAとは、評価を受けた各授業科目のGPに当該科目の単位数を乗じた値を合計し、その値を、評価を受けた授業科目の総単位数で除して得られる数値をいう。

(対象授業科目)

第4条 GPAの算出対象となる授業科目は、次に掲げるものとする。

- (1) 履修規則に定める卒業に必要な単位数に算入されるすべての科目
 - (2) 体育学部にあつては、「体育学部<専門教育科目>の履修に関する規程」第8条に定める科目
2. 前項の規定にかかわらず、次の科目は対象から除くものとする。
- (1) 評語が「認定」の科目
 - (2) 成績が未確定の科目

(学期GPA、年度GPA、累積GPA)

第5条 GPAは、前条に規定する算出対象授業科目について、次の単位で算出し、小数点第3位以下を四捨五入するものとする。

- (1) 当該学期に履修した科目を対象とする「学期GPA」
- (2) 当該年度に履修した科目を対象とする「年度GPA」
- (3) 在学中に履修した科目を対象とする「累積GPA」

(算出期日)

第6条 GPAの算出は、学期ごとに指定された期日までに確定した成績により行う。

2. 期日以降に成績が確定または変更されても算出のやり直しは行わない。未確定または変更された科目については、次の学期のGPA算出に反映する。
3. 算出期日は教務委員会において定める。

(再履修科目の扱い)

第7条 不合格になった科目を再度履修登録して合格となった場合は、直近に不合格となった同科目のみを累積GPAの算出対象から除外する。

(算出対象授業科目の履修削除)

第8条 算出対象授業科目について、次により学期毎に3科目以内の履修を削除することができるものとする。

- (1) 半期、通年科目については、授業開始約1カ月後の履修登録削除期間
- (2) 集中講義科目については、原則として第2日目の授業開始前まで

(GPAの通知)

第9条 学期GPA、年度GPAおよび累積GPAについては、成績通知書および学務システム (Campus Square for Web) により通知する。成績原簿には累積GPAのみを記載する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、GPA制度の実施に関し必要な事項は別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、教務委員会および全学協議会の議を経るものとする。

付 則

1. この規程は、平成31年3月12日から施行する。